

令和2年度第5回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年8月20日（木） 16時00分開会
17時40分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	奥 眞一	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	梅山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 2 3 号議案 令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
 - 定第 2 4 号議案 令和元年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
 - 定第 2 5 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立中学校）
 - 定第 2 6 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）
 - 定第 2 7 号議案 タブレット端末購入に係る議案についての意見に関する件
 - 定第 2 8 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
- 6 報告事項
 - (1) 令和 2 年度教育委員会活動の点検・評価の実施について
 - (2) 研修資料「児童生徒の心と身体を守るためにVOL. 2」の活用について
 - (3) 令和 3 年新成人のつどいについて
 - (4) 第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画の策定について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和2年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、小栗委員と私が行います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第23号議案及び第24号議案並びに第27号議案は、市議会への提出議案で意思形成過程の案件、定第25号議案及び第26号議案は、教科用図書採択の案件、定第28号議案は人事・人選等に関する案件、報告事項(4)は市議会報告前の案件であるため、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、定第25号議案及び26号議案は関係課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第25号議案 教科用図書採択の件(鹿児島市立中学校)

採 択

教育長 それでは、議案審査に入りたいと思います。まず、関係課長のみに定第25号議案、定第26号議案から審議いただき、続いてその他の非公開案件を、最後に公開案件の審議をお願いしたいと思います。

はじめに、定第25号議案につきまして、山下学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) はい。議案綴りの15ページをご覧ください。定第25号議案教科用図書採択の件(鹿児島市立中学校)につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和3年度から市立中学校において使用する教科用図書を審議採択していただきますようお願い

いたします。このことにつきましては、6月の定例会で概要を報告させていただき、7月の定例会の際に、教科書編集趣意書を配布させていただくと共に、教科書の見本をご覧いただいたところでございます。それでは、黄色のファイルに載せてあります資料に沿って説明いたします。資料には、それぞれインデックスで番号を振ってございます。また、別途、ホチキス止めの資料がございますが、説明の途中で使わせていただきます。それでは、資料1「令和2年度鹿児島市教科用図書採択のしくみについて」をご覧ください。図の中央部にありますとおり鹿児島市は、三島村、十島村と共に、鹿児島地区教科用図書採択協議会を設置し、3市村の教育長と保護者代表と計10人の委員により6月3日、7月16日、7月31日の計3回開催しました。なお、協議会の委員は2ページのとおりです。1ページにお戻りください。図の下の方にお示ししておりますが、協議会は各教科の専門性と研究実績を兼ね備えた市内中学校の管理職及び教諭64人を研究員として委嘱し、鹿児島地区教科用図書研究会を7月に3日間開催いたしました。この研究委員会は、資料2の「採択基準」と資料3「調査研究の観点と視点」に基づいて、教科書の調査研究を行い、資料4の「地区研究調書」を作成しました。また、各中学校で教科用図書見本の巡回展示を6月1日から29日まで行いました。各中学校への教科書の調査研究を基に、資料6「教科書研究調書学校意見」をまとめたところでございます。地区採択協議会では、地区研究委員会で作成した、資料4の「地区研究調書」、図の右側の県教育委員会が作成しました資料5の「参考資料」、そして、各中学校からの意見をまとめた資料6に基づいて総合的に審議いたしました。この3つの資料の結果をまとめたものが資料7でございます。それでは、資料7の1ページをご覧ください。国語を例に説明いたします。表の右側から2列目の評価点の欄をご覧ください。これは、地区の研究調書や県の参考資料において、特に評価されている点がいくつあったかを表しています。具体的に説明しますので、資料7は開けたまま、ホチキス止めの資料をご覧ください。

事務局（学校教育課長） 資料4「地区研究調書」の抜粋でございます。地区で1位の光村図書と2位の三省堂で説明しますと、どちらも観点3の下線部、「要点を分かり易くまとめ」という部分と、「図が効果的に用いられている」という部分が評価されております。そこで、資料7の地区の三省堂と光村図書の（2）の3に2と表されています。次に、ホチキス止め資料を1枚めくってください。資料5「県の参考資料」の抜粋でございます。下の光村では、右側の③の観点で、系統的によく配列されていると評価されています。そこで、資料7の県の光村図書の（2）の3に1と表されています。次に、学校の欄は各中学校から上位2社を挙げてもらいましたので、多かった順に順位を付けております。このように順位付けした地区、県、学校の結果を一覧にまとめたものが資料8になります。資料8をお開きください。中央の太字の部分が第3回の採択協議会で選定された採択案でございます。地区、県、学校で意見が分かれた国語、書写、公民、美術、英語、道徳の6種目については、各発行者の特徴について特に詳しく比較検討がなされました。その資料が資料9となります。資料9をお

開きください。1 ページ、国語では、三省堂と光村図書の特徴的な部分を地区研究委員会の作成した研究調書と県教育委員会が作成した参考資料から拾い出してあります。三省堂と光村図書を比較しますと、光村図書のほうが地区、県ともに多くの観点で高く評価されており、特に、地区の観点④の二段落目、思考力、判断力、表現力等を育成するために、発展的な学習「学習を振り返ろう」が掲載されたことや、観点⑧二次元コードの配置により、豊富な音声、映像等が示されていることなどから光村図書が選定されました。次に、2 ページの書写も同様に、地区、県ともに光村図書だけが評価されていることから、光村図書が選定されました。3 ページの公民につきましては、地区、県、学校の1 位が分かれましたが、採択協議会では、本地区の実態をよく把握している地区研究委員会によって評価されている教育出版が選定されました。このようにして、各種目の選定を行い、種目ごとに選定理由をまとめたものが資料10で、選定結果の一覧は議案綴りの16 ページのとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

委員 　資料8の採択参考資料結果一覧表を見ると学校意見の部分は、平成28年から令和2年、あるいは平成24年から27年の採択結果を基本的に踏襲しているように思います。この学校意見というのは、今まで使ってきた教科書に沿って教員は自分の教材を作っていくので、引き続き同じものを使いたいのかなと思います。先生たちの負担を考えると、継続性という観点というのは考えなくても良いのでしょうか。

事務局（学校教育課長） 　継続性という観点も大事だと思いますが、子ども達にとって何が大事かという選定基準で選定しておりますので、資料3の観点を基に選んだとご理解いただきたいと思えます。

教育長 　中学校の場合は、来年度から新しい学習指導要領が完全実施になるということで、それを踏まえた教科用図書で全て検定に通った教科書が対象になっているわけですが、採択協議会では、学校意見についての議論はありましたか。

事務局（学校教育課長） 　新しく学習指導要領も変わるので、観点をきちんと見て、どの教科書が鹿児島地区の子ども達に良いのかということで選んでいますので、学校意見もある程度参考にしていますが、地区研究委員会の意見をより重視しております。

委員 　今回、小学校はほとんど変わっていませんが、中学校は結構変わっています。これは今年度の特徴でしょうか。

事務局（学校教育課長） 　中学校について、例えば国語で言いますと、三省堂が19年使われていましたので、久しぶりに変わるということになります。書写が15年使っておりました。社会は、公民が19年振りに変わります。英語は5年振り、道徳は2年振りに変わるというような状況です。

教育長 　他にご意見等ございませんか。

教育長 　なければ、定第25号議案については、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

事務局(学校教育課長) ご審議ありがとうございました。教科用図書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、同一地区では同一教科書を採択することとなっており、三島村、十島村教育委員会においては既に同様の決定がなされておりますので、本市の決定により意見が整ったこととなります。今後、結果を県に報告するとともに、明日、8月21日に各中学校長に通知し、9月1日以降に市役所みなと大通り別館1階にある市政情報コーナー及び市のホームページにおいて採択の経緯や結果などについて公開する予定でございます。なお、本日の採択の結果につきましては、9月1日の公開までは、内容の取扱については十分ご注意ください。また、黄色いファイルは後ほど回収いたします。よろしく願い申し上げます。



定第26号議案 教科用図書採択の件(鹿児島市立高等学校)

採 択

教育長 次に、定第26号議案につきまして、引き続き山下学校教育課長、説明をお願いいたします。

事務局(学校教育課長) はい。議案綴りの17ページをご覧ください。定第26号議案教科用図書採択の件(鹿児島市立高等学校)につきまして、令和3年度から使用する鹿児島市立高等学校の教科書を審議採択していただきますようお願いいたします。緑のファイル、定第26号議案教科用図書採択(市立高等学校)添付資料で説明いたします。1ページの資料1をご覧ください。市立高等学校で使用する教科書の採択につきましては、小中学校のような地区採択協議会はなく、各高校で選定し、学校長から報告があったものを教育委員会において毎年、決定することになっております。なお、県立高等学校についても、県教育委員会において同様の方法で決定しております。次に2ページ資料2をご覧ください。令和3年度市立高等学校使用教科書の採択についてでございます。1の(1)で選定に当たっては、各学校の教育課程、学科の特性、生徒の実態等充分考慮のうえ、学校長の責任において選定すること、(2)では、高等学校用教科書目録に掲載されている教科書から選定することと記載しております。次に5ページの資料3をご覧ください。教科書採択事務計画でございます。市立3高等学校は6月に、それぞれ教科書研究を行い、その結果を市教育委員会に報告しております。次に6ページ、資料4をご覧ください。これは、各学校での教科書を研究した期間・方法をまとめたものです。次に8ページ、資料5をご覧ください。これは各高等学校から報告された使用教科書採択希望報告書です。各高等学校が採択を希望する教科書名や採択希望の理由をまとめたものです。次に146ページ、資料6をご覧ください。これは、令和元年度鹿児島

市高等学校使用教科書調査研究の実施について、まとめたものでございます。調査研究の方法は、各高等学校から提出された報告書を担当指導主事が採択希望の理由等が適切であるかなどについて確認してきました。その研究の期間は、7月3日から7月21日まででございました。この調査研究において、各高校の採択希望報告に特に問題はございませんでした。次に148ページ、資料7をご覧ください。このような採択に係る事務手続きを経まして、採択する教科書を各高等学校1ページにまとめたものです。網掛け部分は、前回の採択と教科書の発行者が変わる予定の科目を示してあります。148ページの鹿児島玉龍高等学校では7科目、149ページ、鹿児島商業高校では8科目、150ページ、鹿児島女子高等学校では7科目の採択変更希望がございました。網掛けを外した、令和3年度教科用図書一覧表（案）を議案綴りの18ページから20ページに掲載しております。以上でございます。

教育長 　ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

教育長 　高等学校の場合は、学校長の責任で希望するということになっております。また、先ほどの資料の中で高等学校による変更された科目等も、それぞれ示されております。

教育長 　よろしいでしょうか。

教育長 　それでは、定第26号議案については、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 　ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

事務局（学校教育課長） 　ご審議ありがとうございました。本日の定例会において議決していただきました結果を中学校同様、8月21日に市立高等学校長に通知し、9月1日に市役所みなと大通り別館1階にある市政情報コーナーにおいて、採択の経緯や採択結果などについて公開する予定でございます。本日の採択結果につきましては、これも先ほどと同様、9月1日の公開までは、内容の取扱については十分ご注意ください。また、先ほどのファイルは後ほど回収いたします。よろしくお願い申し上げます。

教育長 　それでは、他の説明員を入室させますので、しばらくお待ちください。
（他説明員入室）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第23号議案 令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第24号議案 令和元年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第27号議案 タブレット端末購入に係る議案についての意見に関する件

同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第28号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立図書館協議会委員の解囑及び委囑について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(4) 第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画の策定について

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(1) 令和2年度教育委員会活動の点検・評価の実施について

教育長 それでは、報告事項（1）令和2年度教育委員会活動の点検・評価の実施について、奥総務課長説明をお願いします。

事務局（総務課長） はい。報告事項関係資料（1）令和2年度教育委員会活動の点検・評価の実施についてご説明いたします。資料は別冊になります。1の点検・評価の概要ですが、教育委員会活動の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められており、教育委員会は、毎年教育に関する事務について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出・公表することとなっております。2の評価対象については、市教育振興基本計画に掲げる施策及び関連事業をその対象として評価を実施することとしております。3の令和2年度の点検・評価内容については、昨年度まで行った事務事業の評価ではなく、計画に掲げる37の施策を対象として評価を行い、その結果を次期計画

の策定に活用してまいります。具体的には、次のページの「目指すべき姿」と「施策」の関連図をご覧ください。こちらは現在の教育振興基本計画から抜粋したものです。図の中程にあります（１）から（５）が本市教育施策の方向性で、その下に具体的施策として○囲みの番号をつけた施策を記載しております。今年度はこの３９の施策のうち、下線を引いてある既に市長部局へ事務が移管されたスポーツに関する施策を除く３７の施策を評価の対象といたします。１枚目の資料に戻っていただきまして、４のスケジュールでございますが、現在、一次評価として、所管課による評価を行っております。次に、１０月から１１月にかけて、教育行政評価会議を開催し、外部委員からの意見を聴取いたします。外部委員は下の表の５人でございます。その後、１月２１日に二次評価として、教育委員の皆様にも最終評価を、また、２月の定例会で議決をいただいた後、議会へ報告し、ホームページ等で公表する予定としております。具体的な日程につきましては、後日、改めてご連絡させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

教育長 この件に関してお聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移ります。



（２） 研修資料「児童生徒の心と身体を守るためにVOL. 2」の活用について

教育長 報告事項（２）につきまして、猿渡青少年課長、説明をお願いします。

事務局（青少年課長） はい。別冊の報告事項関係資料（２）をご覧ください。児童生徒の心と身体を守るためにVOL. 2の活用について報告いたします。先ず、表紙裏をご覧ください。そちらにありますように、本研修資料は３本立てで計画しており、前回報告いたしましたVOL. 1は下の方に書いてあります。多面的な児童生徒理解、教育相談、進路相談等の在り方と組織的対応、生命尊重の教育の推進、ストレスマネジメント教育の推進の内容で６月に発出したところですが、今回は一番上になります。VOL. 2として、７月に全市立小中高등학교に発出したところでございます。内容としては、「１相談しやすい学校づくり・学級づくり」、「２組織で実践する児童生徒理解」、「３学校における自殺予防等に関する取組」になります。次に、構成ですが１ページをご覧ください。VOL. 1と同様に、まずデータを示して、下に考察、データから見えることを掲載しております。２ページをご覧ください。「１相談しやすい学校づくり・学級づくり」という内容項目がございまして、その下に四角囲みでその説明がございまして、具体策として（１）「相談しやすい学校づくり」と「相談しやすい職場づくり」、（２）研修の成果を学校全体で共有し、全教職員で実践ということが掲載してあります。また、その他、途中で四角囲みにて教職員がその考えや思いを書き込む欄を掲載しております。４ページをご覧ください。その

他、「著書から」というコーナーを設けたりしております。5ページをご覧ください。学校における自殺予防等に関する取組として、自殺予防等に関する教育の体系イメージを掲載してあります。6ページ下をご覧ください。ここにはトピックとして、見過ごしがちな児童生徒への教育相談として掲載してあります。7ページは巻末資料として、SOSの出し方に関する教育の学習指導案例を掲載してあります。本研修資料の活用としましては、学年部会等における読み合わせや、教育相談実施前の読み合わせということで、学校に資料を提供しております。なお、今後につきましては、表紙裏に掲載してありますように、VOL.3として9月中旬に発出予定でございます。以上で報告を終わります。

教育長 この件に関してお聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

(なしの声あり)

教育長 また、何かお気づきの点がありましたら、ご指摘あるいはご質問いただければと思います。



(3) 令和3年新成人のつどいについて

教育長 次に、報告事項(3)令和3年新成人のつどいにつきまして、引き続き猿渡青少年課長、説明をお願いします。

事務局(青少年課長) はい。別紙の報告事項関係資料(3)令和3年新成人のつどいについて報告いたします。令和3年新成人のつどいは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施したいと考えております。なお、実施の最終的な判断は、12月初旬を考えております。その時の感染状況を踏まえ、判断したいと考えております。日時でございますが、令和3年1月10日日曜日になります。2部制で午前の部、午後の部、40分ずつを計画しております。例年は1回のみで110分で実施しておりました。例年のプログラムとして実施していたステージショーやアトラクション、抽選会は中止し、時間を短縮して実施したいと考えております。場所でございますが、川商ホール(市民文化ホール)の第1ホール・第2ホールでございます。人数につきましては、現在の市の基準の50%の人数の収容人数を書いております。3成人対象者数でございますけれども、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方となります。4月1日現在で、5,574の方が対象となっております。なお、昨年度受付者数、これは、当日実際に中に入られた方でございますが、2,500人ございました。今年度の計画は、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策に向けた取組として4点ございます。1点目は入場者を制限しますので、来賓や保護者等の来場は不可ということになります。なお、介助者である保護者は除きます。2点目は3密を回避するために2部制を導入

するということで、現在のところ中学校区等で分ける予定でございます。3点目は基本的感染症対策の徹底を図ります。4点目は、参加できない対象者や直前で中止する場合の対応を考え、当日、式を実施する場合も映像を配信しようと考えております。なお、中止の場合には事前に録画した映像を配信する予定でございます。プログラムですが、オープニングは20歳の足跡をたどる映像、式典は、国歌斉唱、式辞、祝辞、記念誌贈呈、また、お祝いのメッセージを、録画放送にて鹿児島にゆかりのある方2人程度を考えているところです。最後は新成人代表の誓いのことばになります。記念誌は例年どおり作成する予定です。なお、本日の報告の後、市民の方々へも現時点で分かっている内容について広報する予定でございます。以上でございます。

教育長 この件に関しましてお聞きになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

委員 成人式の終わった後、皆さん写真撮影などすると思いますが、それについてはどこまで関与するのかお聞かせください。また、実行委員会の企画や映像作成等についてはどのように考えていますか。この2点お願いします。

事務局（青少年課長） まず、写真撮影などにどこまで関与するかということですが、例年であれば、その後の清掃も含めまして、トラブルがないように呼び掛けしています。今年度も、3密回避という部分が非常に難しいところではありますが、ソーシャルディスタンスも含めて呼び掛けはやっていこうと考えているところです。2点目の実行委員会につきましては、まもなく第1回目の実行委員会が開催される予定ですので、その実行委員会の思いを汲みながら、このプログラムをどういうふうに生かしていけるかということ、これから実行委員会の皆さんと一緒に考えていきたいと思っているところでございます。

教育長 映像作成等についても質問がありましたが、その辺はいかがでしょうか。

事務局（青少年課長） オープニングの20歳の足跡をたどる映像は、実行委員が中心となって、自分たちの生い立ちを含めた映像を作る予定でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 他にございませんでしょうか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、9月24日木曜日16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

【以上】